

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月六日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第十一号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年五月奈良県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五号様式中「はり付け欄」を「貼り付け欄」と改め、回覧名の注（一）中「本籍」を「本籍（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）」と、「外国人にあつては、外国人登録証明書」を「出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し」と改め、回覧名の注（二）中「覚せい剤」を「覚醒剤」と改め。

第七号様式の注（一）中「外国人登録済証明書」を「在留カード若しくは特別永住者証明書の写し（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し）」と改め、回覧名の注（三）中「はり付けて」を「貼り付けて」と改め。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際改正前の製菓衛生師法施行細則の規定により現に提出されている申請書は、改正後の製菓衛生師法施行細則の規定により提出されたものとみなす。